

平成23年3月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 佐藤秀美

平成22年(ワ)第1940号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年1月20日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

荒 井 哲 朗

白 井 晶 子

佐 藤 顕 子

東京都千代田区平河町1丁目2番2号

被 告

ランサーテクノロジー株式会社

(以下「被告会社」という。)

同代表者代表取締役

山 口

被 告

山 口

(以下「被告山口」という。)

被 告

こと佐 藤

(以下「被告佐藤」という。)

被 告

浦 野

(以下「被告浦野」という。)

被 告

中 原

(以下「被告中原」という。)

被 告 [redacted] こと高 橋 [redacted]

(以下「被告高橋」という。)

[redacted]  
被 告 川 崎 [redacted]

(以下「被告川崎」という。)

住居所不明

(最後の住所 [redacted])

被 告 山 田 [redacted]

(以下「被告山田」という。)

### 主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して44万円及びこれに対する、被告会社及び被告山口につき平成22年4月4日から、被告佐藤につき平成22年8月6日から、被告浦野につき平成22年8月8日から、被告中原につき平成22年6月16日から、被告高橋につき平成22年8月6日から、被告川崎につき平成22年8月5日から、被告山田につき平成22年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

主文同旨

#### 第2 当事者の主張

##### 1 請求原因

(当事者)

(1)ア 原告は、[redacted]年[redacted]月[redacted]日生まれの男性である。

イ 被告会社は、自社の未公開株式を、自らを「ランサーサポート株式会

社」又は「ランサーテクノロジーサポート」であると称して販売していた会社である。

後記(2)の当時、被告山口は、被告会社の代表取締役であり、被告佐藤、被告浦野、被告中原、被告高橋及び被告川崎は、被告会社の取締役であった。

被告山田は、ランサーサポート株式会社の従業員を名乗っていた者である。

(被告らの行為)

- (2) 「ランサーサポート株式会社」の従業員を名乗る被告会社の従業員（被告山田又は同人から指示を受けた者）から、「ランサーテクノロジーという良い会社があるので株を買いませんか。まもなく上場します。」と勧誘して、原告をして、被告会社の株式の客観的価値が少なくとも購入金額程度であると誤信させ、同社の株式10株を40万円で購入させた。(甲18)

(被告らの責任)

- (3) 日本証券業協会は、「協会員の有価証券の売買その他の取引等に関する公正な慣習を促進して不公正な取引を防止し、取引の信義則を助長するために定める規則」において、自主規制として、いわゆるグリーンシート銘柄を除き、未公開株式の取引を勧誘することを原則として禁止している（この自主規制を「自主規制規範」という。以下同じ。）。これは、証券取引所に上場されていない株式はその価値の評価が困難であり、公開される情報も少なく、一般投資家が当該会社の情報に接することも困難であることから、そのような困難を一定程度解消し得る手当をしたグリーンシート銘柄以外の取扱を禁止することによって、一般投資家が不測の損害を被ることがないようにする趣旨である。

原告が購入した銘柄は、いわゆるグリーンシート銘柄ではない。未公開

の株式の客観的価値を偽って販売する行為及びこれに類似する出資持分ないし社債の販売（以下「未公開株式商法等」という。）は、不法行為を構成する違法なものであり、未公開株式を譲渡すること自体、違法な詐欺商法であることが推認される。

そして、自社の未公開株式ないし社債券等（以下「未公開株式等」という。）を募集株式の発行等の手続によらず売買することは、他社の未公開株式等の売買と同様に、不法行為となる。自社の未公開株式の売買をするものであるか、他社の未公開株式を売買するものであるかによって異なるものではない。未公開の自社株式の購入を一般素人に勧誘して行うときにも、証券取引法ないし金融商品取引法や自主規制規範の趣旨が侵害されることになることも同様である。また、募集発行による場合にも、適切な株式や社債券の価値等を提示することなく株式等を購入させる行為には同種の違法性がある。

- (4) 被告会社における従業員らの未公開株式等の勧誘、販売は未公開株式商法等の実行行為であるから、これを行った従業員は、不法行為責任（民法709条）を負う。従業員の勧誘、販売行為は、被告会社の通常業務とは異質の偶発的なものではなく、むしろ、被告会社らにおける組織的詐欺商法の一発現であり、被告会社は、従業員の使用者としての責任を負うにとどまらず、法人として固有の不法行為責任を負う（民法709条、715条1項）。また、このような未公開株式商法等を業として行って金銭を騙取するために被告会社を組織、運営していた者は、被告会社を運営していた他の者及び上記違法な行為をしていた従業員と連帯して共同不法行為責任（民法719条1項、709条）を負う。
- (5) さらに、被告会社の代表取締役は、被告会社の各営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法な未公開株式商法等を行った者であり、被告会社の各取締役は、代表取締役の

業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、違法な未公開株式商法等を行うがままにしたから、平成17年法律第87号による改正前の商法266条の3（以下「旧商法266条の3」という。）又は会社法429条1項に基づく責任（以下「取締役の責任」という。）を負う。

また、未公開株式を発行した会社（以下「発行会社」という。）は、未公開株式等を販売していた会社（以下「販売会社」という。）の取締役ないし従業員と共謀して、一般投資家に未公開株式等を販売したから、共同不法行為責任を負う。そうでないとしても、証券業登録のない販売会社にグリーンシート銘柄でない株式の販売を行わせたから、未公開株式を、故意又は過失によって補助したものとして共同不法行為責任を負う。

発行会社の取締役は、販売会社及び同社の取締役らと共謀して未公開株式商法等を行ったものとして共同不法行為責任を負う。そうでないとしても、発行会社らの不法行為を監視監督して是正する義務を怠ったから、取締役の責任を負う。

（損害）

(6) 損害

ア 交付金員相当損害金 40万円

イ 弁護士費用相当損害金 4万円

(7) よって、原告は、被告らに対し、民法719条1項、709条、旧商法266条の3、会社法429条1項に基づき、上記損害及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

（被告会社及び被告山口）

(1) 請求原因(1)アについては争うことを明らかにしない。

請求原因(1)イのうち、被告山口が被告会社の代表取締役であることは認

め、被告佐藤、被告浦野、被告中原、被告高橋及び被告川崎（以下「被告佐藤ら」という。）が被告会社の取締役であったことについては争うことを明らかにせず、その余は否認ないし争う。被告山田は被告会社の従業員ではない。

(2) 請求原因(2)ないし(6)は否認ないし争う。

(被告佐藤及び被告浦野)

(1) 請求原因(1)アは知らない。請求原因(1)イのうち、被告会社の取締役に就任したことは認め、その余は知らないし否認する。被告佐藤及び被告浦野は32年余り自営業を営んでおり、被告会社の社員ではない。人が足りないで被告会社の取締役に就任してほしいと依頼され、好意から無償で引き受けたにすぎず、任期も半年の約束であった。

(2) 請求原因(2)ないし(6)は否認ないし争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 被告中原、被告高橋及び被告川崎に対する請求について

被告中原、被告高橋及び被告川崎は、適式の呼出しを受けたにもかかわらず、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の書面も提出しないので、上記被告らに係る請求原因事実が存在することについて争うことを明らかにしないものとみなす。

よって、原告の被告中原、被告高橋及び被告川崎に対する請求のうち、会社法429条1項に基づく取締役の責任があることは明らかであり、その余の点を判断するまでもなく、原告の被告らに対する請求は理由があることとなる。

#### 2 被告会社及び被告山口に対する請求について

(1) 請求原因(1)アは争うことを明らかにしないので自白したものとみなす。

請求原因(1)イのうち、被告山口が被告会社の代表取締役であることは当事者間に争いがない。

(2) 請求原因(2)ないし(5)について

争いのない事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

ア 木村[ ]は、小菅[ ]らと共謀して、上場の見込みのない株式会社イー・マーケティングの未公開株式を上場の見込みがある旨偽り、その販売代金名下に金員を詐取したとして[ ]の取り調べを受けた者である。上記の未公開株式の販売の勧誘は、小菅[ ]が経営する株式会社S I Iの支店において行われた。(甲35)

イ 木村[ ]は、アに先立ち、他の者と共謀の上、上場の見込みのない被告会社の未公開株式を、被告会社の「株式公開準備室」又は同社と類似の商号を有するランサーサポート株式会社という架空の法人名を名乗って、上場の見込みがある旨偽り、販売した。

ウ 木村[ ]は、平成21年6月27日及び同月30日、[ ][ ]に対し、被告山口は、小菅[ ]に対し、被告会社の株式を譲渡したことがあり、株式会社S I Iにも出入りしていたこと、木村[ ]は被告山口と顔見知りとなり、被告山口から被告会社の未公開株式を仕入れていたこと、被告会社の未公開株式の販売に先立ち、被告山口、木村[ ]、田村[ ]らが集まり、話をした際、被告山口は、「この先事業により売上げを伸ばしていく。」と事業の見通しを述べた上、「開発費のため、株を売って欲しい。」と木村[ ][ ]らに依頼したことを供述した。(甲3.5, 36)

エ 岡田[ ]は、陳述書(甲33)において、岡田[ ]は、ランサーサポート株式会社に入社し、会社から渡された未公開株購入者リストなどの名簿を使用して、電話で「ランサーテクノロジーという会社があって上場する予定です。一口40万円のところ今なら30万円で販売できます。」と勧誘していたこと、被告山田がランサーサポートを統括してい

- たこと、被告山田ほかランサーサポートの従業員は、未公開株式の名義書換について、被告川崎に電話で連絡していたことを供述した。(甲33)
- オ 被告会社は、昭和63年10月28日に設立された。本店所在地は、平成19年1月29日に東京都千代田区平河町1丁目2番2号に移転するまで、東京都千代田区猿楽町2丁目1番1号であった。
- カ 長尾■■■■は、平成18年9月8日、三菱東京UFJ銀行(当時はUFJ銀行)新富町支店において、被告会社名義の銀行口座(口座番号3643349。以下「本件銀行口座」という。)を開設した。本件銀行口座のキャッシュカードは、被告会社の当時の本店所在地である東京都千代田区猿楽町2丁目1番1号に郵送された。(甲30,34の1ないし5,平成22年12月28日付け調査嘱託の結果)
- キ 本件銀行口座には、多数の個人から当初は45万円ないし90万円の入金が見られ、株式会社オンリーワンドットコム名義の口座に振替送金されるか、ATMを利用して引き出されたが、平成19年10月9日の出金の後は利用されていない。(甲34の6)
- ク 被告会社、被告山口、被告川崎、被告高橋及び被告中原は、当庁平成21年(ワ)第30448号損害賠償請求事件(以下「別件訴訟」という。)の答弁書において、被告山口が株式会社S I Iの木村■■■■の要請により、自己の保有する被告会社の株式2万株を譲渡したことを認めた。また、被告山口は、別件訴訟の第5回口頭弁論において、本件銀行口座を開設した長尾■■■■は被告会社の社員ではなく、誰であるかわからない。本件口座は被告会社のものではない。被告会社は三菱東京UFJ銀行に口座をもっていないと供述した。(甲29,31)
- ケ 原告は、平成20年4月2日、被告会社の株式をランサーサポート株式会社から40万円で購入した。(甲18,37)
- (3) 以上の認定事実を踏まえて検討する。本件銀行口座が平成18年9月8



日に開設されたこと、多数の個人から当初は45万円ないし90万円の入金  
がされていたこと、原告は被告会社の株式を株式会社ランサーサポート  
から40万円で購入していたこと、木村[REDACTED]は、平成18年9  
月ころ、被告会社の株式公開準備室として被告会社の株式を販売していた  
と供述していること、被告会社及び被告山口が本件銀行口座は被告会社の  
ものではないと別件訴訟で供述していることを併せ考慮すれば、被告会社  
名義の本件口座は、被告会社の株式を販売していた木村[REDACTED]及  
びその仲間（以下「本件販売グループ」という。）が、販売代金の送金先と  
して利用していたことが推認できる。また、被告会社に郵送された本件銀  
行口座のキャッシュカードが本件販売グループに渡っていることからすれ  
ば、本件販売グループが被告名義のキャッシュカード及び本件銀行口座を  
利用することについて、被告会社が関与していたことがうかがえる。以上  
の事実、被告山口は、被告会社の株式を木村[REDACTED]に譲渡した  
ことを認めていること、木村[REDACTED]が第三者に転売して利益を得  
る以外に、個人として株式を取得する合理的な理由はなく、そのことを被  
告山口において認識していたと考えるのが自然であることを併せ考慮すれ  
ば、被告会社の未公開株式の販売に先立ち、被告山口、木村[REDACTED]  
、田村[REDACTED]らが集まり、話合をした際、被告山口は、「この先事業により  
売上げを伸ばしていく。」と事業の見通しを述べた上、「開発費のため、株  
を売って欲しい。」と木村[REDACTED]らに依頼した旨の、木村[REDACTED]  
の[REDACTED]に対する供述は信用することができる。

以上によれば、被告山口は、被告会社の未公開株式を木村[REDACTED]  
を介して第三者に販売することを認識していたと認めるのが相当である。

- (4) 被告会社の株式は、いわゆるグリーンシート銘柄ではなく、正当な価格  
に関する情報を得にくい未公開株式であるところ、平成21年11月13  
日には認知症を発症している老齢の原告（甲1）において、被告会社の株

式を積極的に購入したことをうかがわせる事情がないこと、被告会社と原告との間に上記株式を購入する動機を生じるような人的な関係があったことをうかがわせる事情がないこと、本件においては、結果として、客観的な価値評価が困難な未公開株式を、その情報入手能力のない原告に対し、その価値を大きく上回る価格で譲渡していることを総合すれば、上記未公開株式の販売が正当なものであったことを立証しない限り、その販売価格は、上記取引時における上記未公開株式の正当な価格を下回るものであり、顧客がこれを正当な価格であると誤信することを前提とした詐欺的商法によるものであることが推認されるというべきである。

被告山口は、上記のとおり、未公開株式である被告会社の株式を譲渡することを木村[REDACTED]に依頼した際、未公開株式を第三者に売却することを認識していたと認められ、木村[REDACTED]ないし本件販売グループが上記詐欺的手法を行うことを予見し、防止すべき義務があったにもかかわらず、これを怠って原告に損害を被らせたと認めるのが相当であるから、不法行為責任を負う。被告会社は、株式会社であり、代表取締役である被告山口がその職務を行うにつき原告に加えた損害を賠償する責任を負うこととなる（会社法350条）。原告は、被告会社は固有の不法行為責任を負うと主張するが、会社法350条による責任を負う旨の主張と善解するのが相当である。

(5) 請求原因(6)について

これによる損害は、原告が出捐した金員相当額となり、不法行為によって生じたものであることに鑑みれば、この請求を行う上での弁護士費用も、相当因果関係のある損害であると認めることができ、原告は、交付した金員相当額の40万円の損害、弁護士費用として4万円の損害を被ったことが認められる。

3 被告佐藤及び被告浦野の責任について

(1) 請求原因(1)アは争うことを明らかにしないので、これを自白したものとみなす。

(2) 請求原因(1)イ及び請求原因(2)ないし(5)について

上記2(2)の認定事実によれば、請求原因(1)イ、請求原因(2)ないし(4)及び(5)のうち、会社法429条1項の責任を生じさせる事実があることが認められる。

被告佐藤及び被告浦野の主張は、善解すれば、無報酬の名目的取締役であり、被告会社の経営に関する実権は全くなく、被告佐藤には、原告主張の責任はないと主張するものと解される。しかしながら、当該取締役と会社との間において取締役としての職務を果たさなくてもよい旨の合意の下で取締役に選任されたことを認めるに足りる証拠はないし、仮に名目的な取締役であったとしても、代表取締役に対する監視、監督義務を負い、これを怠った場合には会社に対する任務懈怠となり、会社法429条1項の責任を免れることはできないから、被告佐藤の上記主張を採用することはできない。

(3) 請求原因(6)は、上記2(5)と同様である。

#### 4 被告山田の責任について

(1) 上記2(2)の認定事実及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(1)ないし(4)が認められる。すなわち、証拠(甲28)、上記2(2)の認定事実及び弁論の全趣旨を総合すれば、被告山田は、本件販売グループを統括し、自ら上場の見込みのない被告会社の株式を上場するかのよう装って被告会社の株式の購入を勧誘し、又は従業員をして購入を勧誘させ、販売代金名下に金員を詐取していたことが推認される。

(2) 請求原因(6)は、上記2(5)と同様である。

5 以上によれば、被告らの責任はいずれも認められ、不法行為として客観的関連共同性も認められるので、連帯して損害賠償の責任を負うことになる。

したがって、上記被告らに対する請求は、その余の点を判断するまでもなく、いずれも理由があることとなる。

#### 第4 結論

よって、原告の被告らに対する請求は理由があるので、これを認容し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第33部

裁 判 官      本      間      健      裕

これは正本である。

平成 23 年 3 月 3 日

東京地方裁判所民事第 33 部

裁判所書記官 佐藤 秀美